

一世帯当たり

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

5万円の支給が始まります

問合せ 市役所社会援護課福祉政策担当（給付金係）（☎65-1157）

給付対象者と受給権者

給付対象者

基準日22（令和4）年9月30日時点で、釧路市の住民基本台帳に記録されている方で

①基準日において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

②予期せぬ事情で収入が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

※②の方については、申請が必要となります。申請方法などは、後日改めて広報くしろなどでお知らせします。

※留意事項

- ◆新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、窓口での受付および現金の支給は行いません（※銀行口座がない等、やむを得ない場合に限り、窓口で現金を支給しますが、日数を要します）。
- ◆代理人による申請も可能ですので、ご相談ください。
- ◆配偶者から暴力を受けている方等、特別な事情のある方は、お早めにご相談ください。
- ◆ご自身が対象であるかどうかについては、本人確認ができないため、**お電話ではお答えできません。**

ご不明な点など
問合せ先

「価格高騰緊急支援給付金」コールセンター（☎65-1157）まで

※午前8時50分～午後5時20分（土・日曜日、祝日は除く）

申請から給付まで（①の方）

案内書類の送付

対象世帯には、**11月中**に案内書類を送付します。届いた方は、必ず内容をご確認ください。

口座振込

案内書類に記載されている口座もしくは、皆さんにご指定いただく口座に振り込みます。

申請期限

申請期限 23（令和5）年1月31日(火)まで

■最新の情報は、随時、市ホームページでお知らせします！

水道・下水道基本料金免除についてのお知らせ

問合せ先【家事・業務・浴場用】市上下水道部総務課（☎43-2164）【営農用、阿寒・音別地区】阿寒町行政センター農林課阿寒農林振興担当（☎64-6192）、音別町行政センター農林課音別農林振興担当（☎01547-6-2231）

新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中、さまざまな物価が高騰しており、速やかに行うことができる支援方法として、一般家庭や事業者の皆さんの水道料金と下水道使用料の基本料金を免除します。

■対象者

釧路市水道事業および市と「家事用」「業務用」「浴場用」「営農用」の給水契約がある使用者の方。

釧路市公共下水道を使用されている方。

※国および地方公共団体の機関または施設の他、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定公共機関は対象外です。

■免除期間

水道基本料金 4カ月間（22（令和4）年11月請求分から23（令和5）年2月請求分）

下水道基本使用料 2カ月間（23（令和5）年1月請求分から2月請求分）

■免除する額

●水道基本料金

用途	基本料金（1カ月）	基本料金（4カ月）
家事用	1,402円	5,608円
浴場用	2,428円	9,712円
営農用	1,310円	5,240円

●下水道基本使用料

区域	基本使用料（1カ月）	基本使用料（2カ月）
処理区域	1,520円	3,040円
未処理区域	656円	1,312円

●水道使用量のお知らせについて

お客様番号 1234567					
水道使用量のお知らせ					
使用場所 釧路市南大通2丁目1番121号					
使用者名 水道太郎 様					
料金区分	下水区分	検針区分	世帯数	口径	メーター番号
家事用	処理区	奇数	13	13	123456XX
令和4年11月分（ご使用期間：令和4年9月7日～令和4年11月6日）					
水道使用量	今回使用水量	水道	20m ³	下水道	20m ³
今回指示数 1,095					
前回指示数 1,075					
減量水量 0 m ³					
合算水量 0 m ³					
検針日 令和4年11月6日					
検針員 ○○					
担当者 ○○					
前々回使用量 20 m ³					
前々々回使用量 21 m ³					
前々々々回使用量 22 m ³					
前年同月使用量 20 m ³					
区分/請求年月	令和4年11月分	*****m ³			
水道	使用量	20m ³	*****m ³		
	料金	3,859円	*****円		
下水道	汚水量	20m ³	*****m ³		
	使用料	4,209円	*****円		
	合計金額	8,068円	*****円		
	口座振替日	令和4年11月28日	*****		
上記金額には消費税及び地方消費税が含まれております。					
お引越しが決まりましたら、忘れずにご連絡ください。					
お問い合わせ先は裏面をご覧ください。					
※このお知らせ票でのお支払はできません。					

「水道使用量のお知らせ」に記載の料金・使用料から、基本料金・基本使用料を差し引いて請求いたします。

※業務用の口径別基本料金はホームページをご参照ください。

☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/suidou/1004619/1009533.html>

※営農用については対象地域に別途お知らせします。

